

岡山県立西大寺高等学校同窓会会則

第1章 総 則

第 1 条 本会は岡山県立西大寺高等学校同窓会と称する。

第 2 条 本会の事務所を岡山県立西大寺高等学校内に置く。

第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り、知見を広め、あわせて母校の発展向上に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会誌及び会員名簿の発行
- (2) 平和国家建設に資すべき人材の育成及びこれに貢献した者の表彰
- (3) 評議員会において決議した事項

第2章 会 員

第 5 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 岡山県立西大寺高等学校卒業生
- (2) 準 会 員 岡山県立西大寺高等学校に縁故ある者で評議員会の承認を得たもの
- (3) 特別会員 岡山県立西大寺高等学校現職員及び旧職員で評議員会の承認を得たもの

第 6 条 正会員及び準会員は入会金として 5,000 円を納入しなければならない。

第3章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 本会の重要会務の諮問に応じる。
- (2) 会 長 本会を代表し統括する。
- (3) 副 会 長 (若干名) 会長を補佐し必要ある時はその職務を代行する。
- (4) 顧 問 (若干名) 本会の諮問に応じる。
- (5) 監 事 (2名) 会計及び会務の執行状況を監査する。
- (6) 評 議 員 (各期若干名) 会員を代表し、重要な会務を審議する。

第 8 条 本会の役員を選出は次による。

- (1) 名誉会長 評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 会 長 評議員会において正会員より選出し、総会において承認を得る。
- (3) 副 会 長 会長が正会員より指名する。
- (4) 顧 問 会長を歴任した者に評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
- (5) 監 事 評議員会において正会員より選出し、総会において承認を得る。
- (7) 評 議 員 各期の正会員より選出する。

第 9 条 役員任期は2か年とし重任を妨げない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第 10 条 本会の会議は総会、評議員会とし会長が招集する。

第 11 条 総会は2年毎に1回開催し、役員承認、議案の審議、会務の報告などを行う。会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

第 12 条 評議員会は総会に先立って開催し、役員選出などを行う。

第 13 条 すべての会議の決議事項は、出席者の過半数の同意によりこれを決定する。

第5章 会 計

第 14 条 本会の経費は入会金、寄附金及びその他の収入をあてる。

2 納入された入会金は返還を求めない。

第 15 条 本会の収支決算及び予算は定時総会において報告し、承認を得るものとする。

第 16 条 本会の会計年度は10月1日に始まり9月末日に終わる。

第 17 条 10年以上勤続した職員が転退職する場合、原則として5,000円の記念品料を贈る。ただし特別の場合は評議員会にはかり決定する。

第6章 支 部

第 18 条 本会には関東地区及び関西地区に支部を置くことができる。

第7章 会則変更

第 19 条 本会則の変更は総会の議決を経なければならない。

附 則

この会則は、令和元年10月12日から施行する。